

多賀城市若年がん患者の在宅療養支援事業

<概要ご案内>

多賀城市では、40歳未満の若年がん患者の方が、希望に応じ住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるよう在宅サービス利用料等の一部について支援を行うことで、患者及びその家族の方の負担を軽減する助成制度を行っています。

●助成を受けることができる方

- ・申請及び利用時に多賀城市住民基本台帳に記録された40歳未満の方
 - ・在宅療養上の生活支援又は介護が必要な方
 - ・がん患者の方で、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方
 - ・他の制度等、同様の助成を受けていない方
- 以上、全てに該当される方

●助成の内容及び助成金額

区分	サービス等の種類	助成対象上限額	助成金額
居宅介護支援	サービス計画の作成	月12,000円	10/10
介護サービス利用料	・訪問介護 (身体介護、生活援助等) ・訪問入浴介護 ・福祉用具貸与 (車いす、特殊寝台等) ・福祉用具購入 (腰掛便座、入浴補助用具等)	月70,000円	9/10 上限63,000円 (1円未満切捨て) ※生活保護の場合 助成対象上限額の全額を補助

※月あたりの助成額を上回るサービス等の利用料等については、ご本人の負担になります。

※介護保険法に基づく指定を受けた介護サービス事業者のサービスが対象です。

●その他

その他、申請に関する詳細は、裏面の申請先（お問い合わせ先）にご連絡をお願いします。

(裏面あり)

●申請方法について

「多賀城市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書」に必要事項を記入し、「多賀城市若年がん患者在宅療養支援事業に係る意見書」を下記の申請先（お問い合わせ先）まで持参してください。

【申請に必要な書類】

- ・多賀城市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書
- ・多賀城市若年がん患者在宅療養支援事業に係る意見書（主治医意見書）

※ 主治医意見書の作成料は、助成の対象外です。

～助成申請から助成金交付までの流れ～

① 利用申請【申請者→多賀城市】

- ・申請書、意見書を下記申請先（お問い合わせ先）まで持参、又は郵送してください。（必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。）

② 利用決定通知書の送付【多賀城市→申請者】

- ・申請内容を審査し、利用決定通知と請求に関するご案内を郵送します。

③ サービス等の利用【申請者】

- ・サービス提供事業者へ利用の申込み又は、レンタル（購入）してください。

④ 支払い・請求方法【申請者 / 申請者・サービス提供事業者→多賀城市】

- 請求書等の必要書類を下記申請先（お問い合わせ先）へ郵送してください。（1か月単位でも数か月分まとめて請求いただくことも可能です。）

《償還払い》

- ・申請者が、サービス提供事業者に自己負担分も含めて、利用料等の全額を一旦支払い、その後申請者が市へ助成金（上限額まで）の請求をします。

《受領委任払い》

- ・申請者が、サービス提供事業者に自己負担分のみを支払い、サービス提供事業者が、助成金（上限額残額分まで）を市へ請求します。

⑤ 助成金の支払い【多賀城市→申請者・サービス提供事業者】

- ・提出いただいた請求書等を審査し、支払額決定通知書を送付した後に、口座振込により助成額をお支払いします。

【申請先（お問い合わせ先）】

☎985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号

多賀城市保健福祉部健康長寿課

TEL 022-368-1493 FAX 022-368-7394